

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課 県民環境部 県民協働課

法令名	特定非営利活動促進法	法令番号	平成 10 年法律第 7 号
手続名	特定非営利活動法人の認定・特例認定の取消	根拠条項	特定非営利活動促進法第 67 条
処分基準	<p>未設定（事案ごとの裁量が大きい）</p> <p>【参考】特定非営利活動促進法 （認定又は特例認定の取消し）</p> <p>第 67 条 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第 44 条第 1 項の認定を取り消さなければならない。</p> <p>(1) 第 47 条各号（第 2 号を除く。）のいずれかに該当するとき。</p> <p>(2) 偽りその他不正の手段により第 44 条第 1 項の認定、第 51 条第 2 項の有効期間の更新又は第 63 条第 1 項の認定を受けたとき。</p> <p>(3) 正当な理由がなく、第 65 条第 4 項又は前条第 1 項の規定による命令に従わないとき。</p> <p>(4) 認定特定非営利活動法人から第 44 条第 1 項の認定の取消しの申請があったとき。</p> <p>2 所轄庁は、認定特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、第 44 条第 1 項の認定を取り消すことができる。</p> <p>(1) 第 45 条第 1 項第 3 号、第 4 号イ若しくはロ又は第 7 号に掲げる基準に適合しなくなったとき。</p> <p>(2) 第 29 条、第 52 条第 4 項又は第 54 条第 4 項の規定を遵守していないとき。</p> <p>(3) 前 2 号に掲げるもののほか、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反したとき。</p> <p>3 前 2 項の規定は、第 58 条第 1 項の特例認定について準用する。この場合において、第 1 項第 2 号中「、第 51 条第 2 項の有効期間の更新又は第 63 条第 1 項の認定」とあるのは、「又は第 63 条第 2 項の認定」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第 43 条第 3 項及び第 4 項、第 49 条第 1 項から第 3 項まで並びに第 65 条第 7 項の規定は、第 1 項又は第 2 項の規定による認定の取消し（第 69 条において「認定の取消し」という。）及び前項において準用する第 1 項又は第 2 項の規定による特例認定の取消し（同条において「特例認定の取消し」という。）について準用する。</p>		
対応区分	<p>① 聴聞の実施</p> <p>2 弁明の機会の付与</p>	処理機関	<p>交付機関</p> <p>県民協働課</p>
			<p>目次</p> <p>No.</p>